

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 東近江市教育委員会 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) <pre> graph TD Center[東近江市教育委員会 事務局学校教育課 (コーディネーター)] Left[東近江市日本語 初期指導教室] Right[外国人児童生徒等 教育支援事業] BottomLeft[日本語初期指導教室 運営協議会] BottomRight[東近江市帰国 者連絡協議会] Center <--> Left Center <--> Right Center <--> BottomLeft Center <--> BottomRight Left -.-> 在籍校との連携 S1[小学校] Left -.-> 在籍校との連携 S2[小学校] Left -.-> 在籍校との連携 S3[小学校] Left -.-> 在籍校との連携 S4[中学校] Right -.-> 在籍校へ派遣 S5[小学校] Right -.-> 在籍校へ派遣 S6[小学校] Right -.-> 在籍校へ派遣 S7[小学校] Right -.-> 在籍校へ派遣 S8[中学校] BottomLeft -- 委託契約 --> Right </pre> 東近江市日本語 初期指導教室 ・室長1名 教員免許状有 ・指導員5名 教員免許状有 ・母語支援指導員(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)5名 教員免許状無 日本語初期指導教室 運営協議会 ・教育委員会 ・日本語指導加配配置校長代表 ・設置校長 ・日本語初期指導教室長 ・市内ボランティア 東近江市帰国 者連絡協議会 ・外国人児童生徒指導 ・教育委員会 ・市内小中学校管理職 ・学校の担当者 外国人児童生徒等 教育支援事業 ・日本語相談支援員(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)6名 教員免許状無
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の実施 ・運営協議会 必要に応じて開催し、日本語初期指導教室の運営について協議を行った。 ・連絡協議会 外国人児童生徒等日本語指導担当者が一堂に会し、外国人児童生徒教育アドバイザーを招聘し、研修を実施した。日本語指導教員加配校の日本語指導教室の公開授業を行い、実践交流及び今後の指導について、協議を行った。

(2) 学校における指導体制の構築

市立小中学校に在籍し、日本語の初期指導が必要と認められる外国人児童生徒に対し、「日本語初期指導教室」において学校教育に必要な初歩的・基礎的な生活指導及び日本語指導を含む適応指導を一定期間（約3か月）集中的に行った。また、市内教員を対象とした公開授業や連絡協議会を実施したり、それ以外でも、日本語能力の定着について相談があれば、必要に応じて指導員を派遣したりした。今年度は、日本語初期指導教室退室前の児童生徒にDLAを実施し、その結果を在籍校へフィードバックすることで、在籍校担任や日本語指導担当教員と連携を深め、在籍校への接続を滑らかにすることができた。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」による日本語指導の実施に係る協議会

4月に、「特別の教育課程」の編成と実施について説明した。また、2月に個別の指導計画に基づいた指導実践について交流し、理解を深め、3月に個別の指導計画の見直し、指導の改善及び達成目標の評価を行い、次年度に滑らかに引き継げるようにした。

(4) 成果の普及

各校の日本語指導の実践の概要と成果を市のイントラネットにて公開した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語初期指導教室に派遣

室長	1人(7.75時間×4日×48週)
指導員	2人(7.75時間×4日×48週)、1人(7.75時間×1日×48週)
	2人(7時間×5日×48週)
母語支援指導員	5人(7時間×5日×48週)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の実施

- 日本語初期指導教室の運営において、連携、協力した支援体制が構築できた。また、外国人児童生徒等の関わりや支援の仕方を共通理解し、指導・支援の質の向上を図ることができた。
- 今後は、非常勤講師等、外国人児童生徒等に関わる様々な立場の職員が研修を受けられるよう、研修時間の設定を工夫したり、研修機会を増やしたりしていく。

(2)学校における指導体制の構築

- 日本語初期指導教室の授業をいつでも参観可能とすることで、各校の教員が指導や支援の在り方を学ぶことができた。また、学校からの要望を受け、夏季休業中に、日本語初期指導教室指導員を派遣して、職員研修として日本語初期指導教室や国際理解教育についての研修を行うことができた。
- 学校における指導等(例えば、日本語指導やDLAの活用等)に対して、相談できる体制が整っていない。日本語初期指導教室にセンター的な機能を持たせられるよう、日本語初期指導教室指導員の学校派遣を図っていくと共に、日本語初期指導教室指導員の日本語指導の力量も高めていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 外国人児童生徒の在籍校だけでなく、全ての学校に説明を行ったことで理解が深まり、年度途中の転入生への対応を迅速に行うことができた。
- 作成した特別の教育課程に基づく授業をどのように実践しているのか交流し、日本語指導の充実を図っていく。

(4)成果の普及

- 連絡協議会における実践の交流だけでなく、イントラネットで公開することで、全教職員が手軽

に研究成果を手にすることができ、外国人児童生徒に対する教育の推進の一助となった。

- イントラネットでの公開と併せて活用を図るために、今後、日本語指導加配教員のいる学校に日本語指導教室指導員を派遣し、DLA実施研修の機会を図っていく。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 在籍校へ戻るか日本語初期指導教室での指導を継続するか判断する客観的指標とすることができた。
- 在籍校へDLA結果をフィードバックすることで、指導の接続ができた。
- DLA検査の実施において、日本語初期指導教室と限られた学校での実施となったため、今後は各校でのDLAを適切なタイミングで実施し、「特別の教育課程」の編成の一助となるようにしていきたい。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 教員免許状を有する室長及び指導員、日本語能力検定有資格者、母語がわかる支援員が連携して教育を行うことで、日本語の初期指導が必要となる児童生徒へきめ細かな指導及び支援を実施することができた。
- 児童生徒は少人数で日本の学校生活を送る中で、又、保護者は送迎時等に相談を行う中で、文化やルールが異なる日本の学校生活に慣れ、在籍校での生活への見通しがもてるようになった。
- 在籍校の管理職や日本語指導担当教員と連携を深めることで、円滑に在籍校での学校生活を送れるようになった。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等 (人園)	小学校 178人 (16校)	中学校 102人 (7校)	義務教育学校 (人校)	高等学校 (人校)	中等教育学校 (人校)	特別支援学校 (人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		21人 (7校)	6人 (6校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

今年度、本事業において日本語初期指導教室指導員を小学校の夏期研修や退室児童生徒の参観・助言に派遣することで、外国にルーツのある子どもへの関わりや支援の仕方を共通理解し、各校園の指導力の向上を図ることができた。今後は、日本語初期指導教室指導員のDLA実施や継続的な退室児童生徒への支援、母語支援相談員による進路ガイダンス等の派遣を実施することで、子どもたちが安心して学ぶ環境を整え、各校園のさらなる指導力向上を図る予定である。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。